## 第3回定例会議事日程(第5号)

- 第 1 議案第36号 消防ポンプ自動車(CD-I型)の購入について
- 第 2 議案第37号 いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第38号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例 等の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第39号 いちき串木野市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 第 5 議案第40号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第41号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について
- 第 7 議案第42号 いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について
- 第 8 議案第43号 いちき串木野市市民文化センター舞台調光盤設備更新について
- 第 9 議案第44号 いちき串木野市薩摩藩英国留学生記念館条例の一部を改正する条例の制 定について
- 第10 予算議案第4号 平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算(第3号)
- 第11 国特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1号)
- 第12 介特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第13 国宿特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算(第1 号)
- 第14 療特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算(第1号)
- 第15 後特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)
- 第16 議案第57号 海瀬橋上部工工事請負契約の締結について
- 第17 議案第45号 平成25年度いちき串木野市一般会計決算認定について
- 第18 議案第46号 平成25年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第19 議案第47号 平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について
- 第20 議案第48号 平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第21 議案第49号 平成25年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定につい て
- 第22 議案第50号 平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について
- 第23 議案第51号 平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計決算認定について
- 第24 議案第52号 平成25年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認 定について
- 第25 議案第53号 平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計決算認定について
- 第26 議案第54号 平成25年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について

第27 議案第55号 平成25年度いちき串木野市水道事業会計決算による剰余金の処分につ いて

第28 議案第56号 平成25年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

## 本会議第5号(9月16日)(火曜)

出席議員	18名														
1番	松崎	幹	夫	君		1	0番		濵	田		尚	君		
2番	田中	和	矢	君		1	1番		西別	府		治	君		
3番	福田	道	代	君		1	2番		中	里	純	人	君		
4番	平石	耕	<u>-</u>	君		1	3番		竹之	内		勉	君		
5番	西中間	義	德	君		1	4番		寺	師	和	男	君		
6番	大六野	_	美	君		1	5番		原	口	政	敏	君		
7番	中村	敏	彦	君		1	6番		宇	都	耕	平	君		
8番	楮山	匹	夫	君		1	7番		福	田	清	宏	君		
9番	東	育	代	君		1	8番		下追	田	良	信	君		
欠席議員	なし														
職務のため議場	湯に出席し	た事務	8局職	員の	職氏名										
職務のため議場	場に出席し 長 木		多局職 琢	員の 治	)職氏名	主				査	孑	<b>ゴ</b> ラ	亡 謙	: 吾	君
		下				主主				查查	7 岩	-	元 謙 下 敬		君君
局	長 木佐 岡	下田	琢 錦	治	君							-			
局補	長 木佐 岡	下田	琢 錦	治	君		来	支	所		<del>上</del>	-	下 敬		
局 補 説明のため出	長 木 佐 岡  ました者の	下 田 職氏名	琢 錦	治也	君	主		支 防	所	查	<del>上</del>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	下 敬	史正	君
局 補 説明のため出所 市	長 木 佐 岡  席した者の 長 田	下 田 職氏名 畑 田	球 錦 誠	治 也	君君君	主市消		防		查 長	2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	下 敬	史正	君君
局 補 説明のため出 市 副 市	長 佐 ( た者の 長 日 長 石	下 田 氏 畑 田 村	球 錦 誠	治也一一一	君君君君君君	主市消		防	課	査 長 長	岩	· 一	下 敬	史正朗郎	君君君君
局 補 説明のため出版 市 副 市 教 育	長 佐 - た 者 し た 者 長 長 長 石 有	下田	<b>琢</b> 錦 ,	治也一一一孝	君君君君君君	主市消観福	光交	防 : 流 : 課	課	查 長長長長	超沒用東	· 一	下敬用自持四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	史 正朗郎二	君君君君
局 補 説明のため出版 市 副 市 教 育 総 務 課	長佐 お長長長 長 長 長 日 石 有 中	下田	琢錦 誠信 謙	治也一一一孝治幸	君君君君君君君	主市消観福ま	光 交 祉	防流課り防	課	查 長長長長	超沒用東	会 一	下物間上的時期	史正朗郎二志	君君君君君

△開 議

**○議長(下迫田良信君)** これから本日の会議を開きます。

△日程第1~日程第15

議案第36号~後特予算議案第2 号一括上程

**○議長(下迫田良信君)** 日程第1、議案第36号から日程第15、後特予算議案第2号までを一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

まず、議案第36号消防ポンプ自動車の購入について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号いちき串木野市附属機関条例の 一部を改正する条例の制定について質疑はありませ んか。

- **○14番(寺師和男君)** 今回、市内の小中においていじめがあったときの推進法が定められて、これは重大なときなんですけれども、これは委員長さん、委員さん方の選出はどんな地域の方なのか、県内からか学者なのかお聞きしますとともに、この1万8.000円は1回の報酬なのか。
- ○学校教育課長(有馬勝広君) 委員の委嘱についてでございますが、委員の委嘱に際しましては、弁護士や臨床心理士、学識経験者、福祉士の専門家などの専門的知識を有した方々を考えております。

また、本条例を御議決いただきましたら、その後、 規則等をもちまして組織をつくってまいりますが、 委嘱に際しましては、それぞれの機関、県の代表機 関がございますので、そこを通しまして委嘱をして、 推薦をしていただく手順で考えております。

あと、今御質問の1万8,000円以内でございます。 それは1回の開催につきましてのものでございます。

**〇議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(下迫田良信君)** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第38号いちき串木野市非常勤特別職の 職員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について質疑はありませんか。 **〇14番(寺師和男君)** 今回、父子が入ってるんで すけど、今までは必要なかったのか。今回、法が改 正されて父子が入ったのかですかね、お願いします。 ○福祉課長(東 浩二君) 今回、法律の題名が変 わったというようなことで、これまでは母子及び寡 婦福祉法という、この法律に基づいてということで ございました。法律が母子及び父子並びに寡婦福祉 法ということで法律が改められたと。そして、内容 等につきましては、これまでも児童扶養手当とか、 そのような扶助費については父子も入っておりまし たが、大きく変わったというのが福祉資金の貸し付 け、これにつきましては母子が対象になっておりま したが、今後は父子に対してもその制度が認められ るという点で若干内容が変わっております。 以上でございます。

- **○議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇議長(下迫田良信君)** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第39号いちき串木野市保育の必要性の 認定に関する条例の制定について質疑はありません か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号いちき串木野市特定教育・保育 施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の制定について質疑はありませんか。

**○3番(福田道代君)** 議案の40号で、いちき串木 野市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準ということになっていますが、 これは今までの保育の、新制度によって保育の状況 が根底から変えられるという、戦後初めての大きな 改革だと思うんですけれども、当事者である保育関 係、保育を委ねている方とか保育関係者に対しては、 十分な説明がされているんでしょうか。 ○福祉課長(東 浩二君) 平成27年から新たな制度に移行していくというようなことで、この関係につきましては、国のほうでも、今現在、作業をまだ順次進めているという状況がございます。

このような中で、この基準を今回提案をさせていただいているんですが、これは国の省令に基づいて定めていくものでございます。

保育施設あるいは幼稚園の施設、それぞれにつきまして、連合会というのがございます。それぞれですね。市の連合会もありますし、県もありますし、また国の段階でもございます。現状としましては、それぞれの施設に対して、その連合会を通して細かな説明がなされているというような状況がございます。

先般、保育所につきましては、11日でしたけれども、園長あるいは主任が一緒になった園長主任会というのがございますが、その会議の中でも、本市としましては、この内容等について細かな部分の説明をさせていただいたというような状況でございます。

また、保護者につきましては、今後利用する場合、 施設の利用をする場合に認定証が必要になってくる ということになっております。これにつきましては、 今後10月以降に申し込みというものをとっていくわ けでありますが、その時点でパンフレット等を配布 をしまして、そして必要な手続に入っていただこう ということで今計画をしているところでございます。 **○3番(福田道代君)** ある政令都市で、保育所の 保育者に対して、新制度について知っているかとい うようなアンケートをしたんだそうですが、そこで 知っているということを答えられたのはたった1割 だったということがございますので、やはりこのよ うな、大分保育の、結局、市が受け付けていたとこ ろとか、今まででしたら市が全面的に保育に対して の申請を出していたとか、そういうような状況もあ りますし、金額の問題とかさまざまな状況で変わっ てまいりますので、やはりここは慎重にお願いした

- **〇議長(下迫田良信君)** 答弁はいいですか。
- ○3番(福田道代君) 下さい。

いなと思います。

**〇福祉課長(東 浩二君)** 特に利用者の方につき

まして新たな制度に移行していくというようなことで、本市につきましては、大きく変わってくるというのは幼稚園の部分が制度的にはなるんですが、今のところ、現行制度そのまま利用されるというようなことですから、大きな混乱はないだろうというふうに思っております。

ただ、認定証の関係、その部分が出てまいりますので、これは先ほど申し上げませんでしたけれども、施設のほうでまとめて認定の申請をしていただくという仕組みになりますので、幼稚園につきましては。そういう点では施設との連携を図りながら対応をしていくということを考えているところでございます。

**○議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(下迫田良信君)** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第41号いちき串木野市家庭的保育事業 等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 について質疑はありませんか。

○3番(福田道代君) この問題も、議案第41号はいちき串木野市の家庭的保育事業などの設備及び運営にかかわるという内容なんですけれども、家庭的保育事業の認可基準というのは、新制度において新たに給付の対象となる小規模保育事業、これは6人から19人、家庭保育事業3人から5人、そして事業所内の保育事業、居宅訪問事業というこの認可基準が定めるものなんですけれども、国が示している基準では、保育資格者の割合や給食の扱いなどについて、現行認可保育園と比べますと、やはり問題があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、この改善の必要があるということで、その点についてはこのいちき串木野の方向はどのように考えておられるんでしょうか。

○福祉課長(東 浩二君) 今回のこの議案第41号の関係につきましては、今、議員が仰せのとおり、市長が認可をしていく上での基準ということを、省令に基づきまして同一の内容を定めようとするところでございます。

ただ、内容等につきましては、これは、現在、本 市では行っているのが家庭的保育のような規模のも のが1カ所、それから事業所内保育というのが2カ 所ございます。これが国の公定価格に基づく給付を 受ける場合の認可基準ということで、やはり給食を 出すとか、あるいは職員の配置基準であるとか、あ るいは面積の基準であるとか、あるいは火災とかそ ういうのが発生した場合の避難のあり方とか、いろ いろなものが定められております。

ですから、この基準に基づいたものでなければ認可ができないと、逆に言えばそういうことになっていくわけであります。ですから、この基準をもとに各施設のほうでも検討をなさると思います。どうしてもいろんな設置基準の中で施設の今の現状が厳しいと。特に難しいのは給食を出さなきゃならない、そういう点があると思います。ですから、そういう点も含めて検討されていかれるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

基準につきましては、やはり国の省令に基づくものでないと補助対象になっていかないと。負担金の交付がないということになりますので、される場合はそういうところも十分詳細に精査された上で取り組まれるのではないかというふうに考えています。

**○3番(福田道代君)** この議案の中で、別紙とい うことで47ページにあるんですけれども、この中で、 例えば小規模保育所、今、ここではまだないかもわ かりませんけど、あと事業で、国はA型、そしてB 型、C型という形で区分をしているんですけれども、 A型につきましては全員が保育士でなければならな いというような指定と、B型は保育士の割合が3対 1以上ということと、C型については市町村の研修 を修了した家庭的な保育者であったらいいというこ とで、無資格者でもオーケーだというようなことを 出しておりますけれども、そのような点で、国が出 しているんですけれども、やはりこの保育の格差を なくするということでいくならば、やはりこのいち き串木野の保育園というのは、保育所というのは分 園型のA型で取り組むべきではないかと思うんです けどいかがでしょうか。

**○福祉課長(東 浩二君)** 認可保育所については、 これまでの形で継続がされていくわけでありますが、 今、仰せの特定地域型保育事業の中の小規模保育事 業、これは3分類にたしかなっております。そして、 規模によってその内容等が基準が違うわけですが、 ただ、これを行われる方については、今後どのよう な方が出てこられるのかというのは定かではありま せんけれども。

ただ、全体として待機児童解消としてこの事業を 取り組まれているわけです、国としても。ですから、 都市部を中心に考えられ設計された制度でございま す。ですから、例えば自分の自宅の一室を使って、 あるいはアパートを借りて、そういうところで保育 をするというのが家庭的保育事業ですね。それをも う少し人数を増やそうかという取り組みをされると ころがC型と。

そして、B型というのは、この前全協でもお話をしましたけれども、僻地とか離島とか、そういうところで今後保育所の、今現在、保育所がなくて、今後も保育所ができていく見込みが薄い、難しい、そういう地域についてはB型を選んでいかれると。それよりもちょっと規模が大きくて、保育所に準ずるような、20人行かない、20人以上が保育所ですので、19人までという、それに近いところの保育所の分園という形でこれは計画された制度であります。

今後、本市においてどのような形で取り組む事業 所が出てくるのかということは見えておりませんが、 なるべく待機児童の状況を見ながら、その状況を踏 まえた形でどのような形でされていくのか。市とし てもまたその状況を見ながら、このような形はでき ませんかというお話はできるかと思いますが、ただ、 それは事業者が選択をされるということでございま すので、方向性としては今申し上げたような、相談 はあると思いますが、選ばれるということだろうと 思います。

○3番(福田道代君) これは大都市の待機児童を 解消するということでは本当に大きな内容で、そう いう保育所自身が必要なんですけれども、だけど、 やはり市町村の条例に当たっては、どのような施設 とか事業で子供たちの保育を等しく保障していくと いうような観点がやはり必要だろうと思います。

そういう中で、現在はそのような待機児童という ことではこのいちき串木野の中では相当な人数は持 っていない状態ですけれども、今後、また新たに若い人たちがこのまちに暮らしたい、そして保育所に子供を預けて働きたいといったときに、やはりその子供たちが資格者であってきちんとした対応できる保育士のもとで保育生活を行うと同時に、やはりこの調理員の配置なども含めて、きちんとした質のいい、そういう保育での食事をとれるということが私は必要かと思いますので、この点を申し上げておきます。

○福祉課長(東 浩二君) この保育、子供の居場所と言いますかね、そういう預かりどころというのが、国がまず設計の1番根本にしているのは、保育所とそれから幼稚園、それから幼稚園から移行していく認定こども園、これを充実していきたいというのが第一義的にあります。そして、どうしても待機児童が解消できないというところについて、今まであったような、今までも小規模とかあるんですね。それはもう無認可なんです。ですから、そういうところも公費を充てて、そして預かりどころを増やしていこうというのがこの制度設計の仕組みになっています。

本市におきましては、保育所等も順次定員を増や していただいているという状況もございます。そし て、私立の幼稚園のほうでも認定こども園のほうに 移行しようという検討もなされています。

そういう意味では、本市の預かりどころと言いますか、保育をするところというのはそういう施設が中心になっていくんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

**○議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第42号いちき串木野市放課後児童健全 育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について質疑はありませんか。

**○3番(福田道代君)** 今まで学童保育ということは、いろいろなまちで子供たちの放課後を保障していくということでできていたわけですけれども、今回の放課後の子供たち、説明が福祉課長からありま

したように6年生までが対象になって、今までだったら3年生だったのがそういう形で放課後授業というか学童保育に来れるというようなことと同時に、私、ちょっとわからないのは、さまざまな学童保育の、今度、支援員ということでは、今度、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと同時に、高等学校卒業者であって、かつ2年以上、放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者というようなことで、相当この指導員の基準というのがたくさん盛り込まれているような感じなんですけれども、これは今まで、これは大抵、国がそういうような今回の条例をつくるに当たっての指導だと思うんですけれども、この点についてはいかがなんでしょうか。

この問題については、いちき串木野もそれに基準に合わせて、今まであった、言ったら指導員の、ちょっとこの前の資料を持ってきてなくて四つぐらいだったと思うんですね、内容がね。それが今回は九つぐらいの内容になっておりますので、その点についてはやはりこの基準に合わせていくべきなんですか。

○福祉課長(東 浩二君) 今回の放課後児童健全育成事業、これの基準。これまでは補助を交付する上での国が示したガイドライン、これに基づいて行っていたわけですね。これが新制度においては、国が省令で定めました。ですから、その省令を下回ることはできないということになりますので、本市におきましては、省令どおりの基準という、上回ることはできるんですね、厳しくすることはできるんです。だけど、そこまでは考えてないと。ですから、国の基準と同じ形で、今回、条例のほうも提案をしているわけであります。

最初ありました対象児童。これにつきましては、 以前のガイドラインで言えば、1年生から3年生と。 ただし、6年生までそこに通うことはできるという ようなことになっておりました。

これが今回の制度では、もう小学6年生までは対象児童ですよということで、そこが明確になってきたというふうに御理解いただければというふうに思います。

それから、職員の資格ですね。資格については項目が確かに増えております。最初言われた保育士というのがありますし、それから高等学校卒業等であってという、2年以上の経験をということでありますが、これも以前はそういう方も対象になっておりました。

現状、いろいろ保育士の資格であるとか、あるいは大学卒業とか大学院を卒業した方とか、そういう、あるいは福祉の従事者とかですね。ハードルは余り高くなると、現在、運営している中で、高校卒業をされて、そして実際当たっていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういう方々は、実務上、もうノウハウを持っていらっしゃいます、経験値があります。ですから、そういう方々を阻害しないと。ですから、今までの運営が可能となるような基準ということになっておりますので、そういう点ではよかったのかなというふうに思っております。

ですから、私どものほうでもこの国の基準に基づいて、また各施設のほうに通知をさせていただくというふうに考えております。

**○3番(福田道代君)** それともう一つ、今回の学 童保育の制度に当たって、障害児の部分が今までだ ったら学童保育に参加できてたと思うんですけれど も、それが削除されてるというような内容だったの で、その点はどういうふうなんでしょうか。

○福祉課長(東 浩二君) これまでのガイドライン、これは小学校4年以上、基本は小学校1年生から3年生、それから特別支援学校の小学部の児童、これは1年生から6年生までいいですよと。そして、さっきありました4年生以上の、6年生もいいですよという、特例的に認めてあったんですね。それが削除されました。ということは、そういう特例を設けずに、障害をお持ちの子供さんも含めて、これで利用できるというふうに解釈しております。

○議長(下迫田良信君) ほかにありませんか。○17番(福田清宏君) 今、職員の話はいろいろ出ましたけど、設備ですね。これが6年生までということになっていくと、現状の館にしても、園庭って言うんですかね、広場にしても、恐らくきゅうきゅうとするところがあるんじゃなかろうかなとは思う

んですが、現状、この改正後も耐えられる設備であったり、園の広さであったり、あるいは設備のフロアの広さであったりということというふうに理解してよろしいですかね。

○福祉課長(東 浩二君) 設備の関係のお尋ねでありますが、ちょっと細かな数字は今持ってきておりませんが、現況を調査しました。専用区画が1人について1.65m²とか、あるいは非常口の設置であると。先ほどの専用区画については、遊び場とか生活の場、そして静養スペースと、これを備えることとなっております。私どものほうの調査によりますと、現在の利用の状況からしましても、十分余裕があるというような面積があるようでございます。ですから、今の施設で行えるというふうに考えているところでございます。

**〇議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(下迫田良信君)** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第43号いちき串木野市市民文化センター舞台調光盤設備更新について質疑はありませんか。 〇16番(宇都耕平君) 約5,000万円の消費税を含んでですけれども、これは文化センターの調光盤、初めてのことですかね。私は旧市来町はまだそこまで具体的にわかっていなかったもんですから。初めて今回かえられて、約5,000万円。すごいお金なもんですから、内容的なものはどういうものか。委員会でそこは詳しく調べられると思うんですけれども、一応本会議でも聞いておこうと思って聞きます。

**○社会教育課長(紙屋直道君)** 今回の更新につきましては、老朽化した照明調光装置の主幹盤、調光基盤、及びそれに伴う関連機器類の撤去、更新、新設及び搬入、取りつけ調整を行うものであります。この主なるものとしての調光基盤ということですけれども、これにつきましては、舞台がありますが、舞台の中の照明。この照明の、簡単に言いますと、色がそれぞれ変わるような装置ですが、それの光の根源となるものということでございます。

**O16番(宇都耕平君)** 舞台の上のほうで照明がい ろいろ変わるということですけれども、それはもう 理解するわけです。そこらも初めてのことですかね、 文化センターができてのことでですよ、そこらも考 えて、いろんなのを含めてとおっしゃいましたけれ ども、それを含めてのこの会社が全体を受けたとい う形になるわけですかね。そこを伺います。

**○社会教育課長(紙屋直道君)** この設備につきましては、今の施設が昭和58年につくられたということで、それから30年を経過してるということで、それ以来の更新ということになります。

O16番(宇都耕平君) 58年にできて約40年を経過して、初めてのことということで、恐らく最新のすばらしいものが今度はできるということでしょうかね。いろんな、今、それぞれの文化センター、そういうところでいろんな催しがあるということで、設備をば、来られる方も言われるわけですよ。この内容の充実はぴしゃっと図られるわけですか。この約5,000万円を投入した形ですれば対応できるものですか。いろんなことに対してです。そこを伺っているわけです。

○社会教育課長(紙屋直道君) 今回の調光基盤ですが、先ほども申し上げましたこれにつきましては、まず、電源が来るところの基盤がありますから、その部分、それから操作をする部分、操作卓ですが、これは平成19年にかえております。それから、光源となりますライトですね。ここの部分は大きく分けますと、この三つの部分からなっております。現在のところ、この操作卓と今回かえます調光基盤、これについて整備をするということになっております。

また、照明の部分も、同じく58年のときにしてから30年を経過しておりますので、近い将来的にはその照明に当たる部分、深い部分、そういった部分もかえていくということが必要性が出てくるというふうに考えております。そういったものが全てになりますと、最新の状況で使えるというふうに考えております。

**〇議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(下迫田良信君)** ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第44号いちき串木野市薩摩藩英国留学

生記念館条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

**O14番(寺師和男君)** 年間の観覧料の基準はどんなふうに決められたのかです。あと、カード制なのか写真つきなのか。一人が買った後で、第三者に貸してということはあり得ないのか、そこら辺はどうですか。

**○観光交流課長(中村昭一郎君)** 年間観覧料の基準なんですが、ほかの類似施設、そういったところの1回の観覧料に対する金額が倍ということになっております。本市でのこの記念館にしましても、1回が300円ということで、年間の観覧料については倍の600円と、こういった基準になっております。

それから、カードの本人確認ですが、これは申請 時に生年月日そういったもの、それからほかのとこ ろでも写真添付とかそういった方法がありますので、 個人の確認についてはしっかりとしていきたいと思 います。

以上です。

**○議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(下迫田良信君)** ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第4号平成26年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第3号)について質疑はありま せんか。

**○16番(宇都耕平君)** 事項別明細の19ページです。 消防費です。そこに、今回、原子力防災ガイドブッ ク作成委託料ということで450万円。

具体的に、これはこの前、1回目の5月に、ここに私は資料を持ってきておりますけれども、いちき串木野市原子力災害住民避難計画という形で1回目を出して、それぞれの形で市政報告会。そして、3回開かれた県との説明会の中で、これをもとにまちづくり防災課長のほうで説明があったと、私も参加しまして確認しておるんですけれども、こういうののたたき台をもとに、そして、それぞれの皆さんの意見があったそれを集約して、今度は委託となっておりますけど、ガイドブックをどこか専門のところに委託されるという、これを理解するんですけれど

も、そういう形ですか。具体的内容を説明していた だきたいと思います。

**○まちづくり防災課長(久木野親志君)** 今回の補 正予算の内容ですが、当初でも実は要求をしており ましたけれども、当初では、この避難経路を示した マップ、地図を想定しておりました。その後、住民 説明会等を開く中でいろんな住民の皆様方から御意 見をいただきました。例えば、避難先の情報。例え ば、病院。透析をしてるけれども、そういう病院が 避難先にあるのかとか、そういういろんな御意見を いただきました。

そういうのを踏まえまして、避難先の情報をもう少し充実しようと。マップだけではなかなかそういう情報が載せ切らないだろうという思いもありまして、避難先の施設、それから避難先の状況。さっき言った病院とかコンビニとか、そういう情報を載せられたらなという思いで、そういう意味のガイドブックとなっているんですが、ほかに、この住民避難計画に載せております一般的な注意事項、これらも踏まえて、これを見れば住民避難にかかわるいろんな情報が載ってるよと、避難先も含めて載ってるよと、そういうガイドブックを私たちのほうで原案をつくって、それを印刷業者さんとすり合わせをしながら一つの冊子をつくっていきたいと、そういうような考え方であります。

ただいまありましたように、説明会のときに先ほど申しましたようないろいろな御意見いただきました。先ほど言いましたように、病院の情報、それから避難所周辺の情報、避難所そのものの情報。それらをより詳細に示したほうが市民の皆様方もより、何と言いますかね、情報がより詳細にわかって安心といいますか、そういうことになるんじゃないかという意味で、やっぱり住民の方々の御意見を踏まえた、そういう中身にしたいという考え方であります。 〇16番(宇都耕平君) 今、避難先を特におっしゃいましたけれども、避難先の受け入れの市町村ですか、村はないと思いますけれども、そっちとのぴしゃっとした形ができ上がっているものか、そこが1番だと思います。そういう形でないと、もう机上の論理で何にもならないと思っておりますので、そこ

が受け入れ体制がぴしゃっとできて、相手もいいですよと、ぜひ避難してくださいと、そういう中で打ち合わせができているものか。まちづくり防災課の皆さんも非常に苦労されておられると私は思っております。それは理解しておるわけです。そこらがぴしゃっと形ができてのことでこういう政策ができていくものか、そこを伺います。

**○まちづくり防災課長(久木野親志君)** ただいま 御意見ありましたように、私たちがつくろうという このガイドブックは、向こうの方々の情報をいただ かないとできない部分もいっぱいあります。そういう意味で、今回つくりました住民避難計画ができた 段階で、関係市のほうには御挨拶に行って、このような計画ができましたと、今後、より詳細なる情報をまたお願いしたいということで、一応そういうすり合わせをしてまいりました。今後、そういうすり合わせをしながら、向こうの担当職員のほうに情報提供をお願いしながら、そして私たちも実際に現場を見ながら、そういう情報を集約して、そしてガイドブックを完成させていきたいというふうに考えているところです。

**○16番(宇都耕平君)** ぜひ相手方ともぴしゃっと 相互理解をしていただき、協力をお願いしてつくっていただきたいと思います。

それと、9月14日の日曜日版に、川内原発を考えるということで田畑市長が写真とともに載っておられて、準立地市の声を届けるという形でありますけれども、私も川内原発はないほうがいいと思っております。原発があるがゆえにリスクを抱えているわけです。

それに関して、市長がここに、これに関してですけれども、いちき串木野市の避難計画に対する認識はという質問に対して、行革で徹底的にスリム化した中で相当の人と金を費やしている。非常にまちづくり防災課がそれぞれの形で相当お金を、これまでもこういうものの冊子もつくられて大変経費も要っていると思うんですけれども、そのことを正直に言っておられるんですけど、費やしている、本当に難しい作業だと。

一方で、原発立地自治体重視の国の支援や制度は

何も変わってないと、本当に不満だと。国のエネル ギー政策で生じたリスクであり、その観点から責任 を持ってきめ細かな支援に取り組んでほしいと。

ということは、今度また冊子も450万円、これからもいろんなことでリスクを負っていくわけですよね。このように、いちき串木野市の相当なエネルギーを必要とします。

そこで、市長はこれを、原発がないほうがいいと、ゼロにしていきたいということも一般質問でも言われました。本当に私もこれはなければ何も不安もないんですよ。そういう中で、こういう冊子をつくるということですので、それを国県にも強く、内容的なことでも新聞にもこういうふうに不満を言っておられますから、そこは市長としてはこれからも訴えていかれますかね。そして、ぜひゼロにしてもらいたいということも訴えてもいただきたいと思うんですけれども、市長の見解を伺います。

○市長(田畑誠一君) 本市は、御承知のとおり、 ほぼ20キロ圏域に市民の多くの方々が入っておると いう状況。つまり、私はいつも隣接市じゃなくて準 立地市だと思っております。したがって、それだけ リスクを負っているわけでありますから、県や電力 事業者等々、申し上げることはしっかり申し上げて いきたいということでお答えをしたところでありま す。

**O17番(福田清宏君)** 今のガイドブックなんですが、これ、いつ完成、配布の予定ですか。

**○まちづくり防災課長(久木野親志君)** 今年度には完成をさせて、あとは今年中には配布できたらなというふうに考えているところであります。

**○17番(福田清宏君)** 慌てて粗相があってはいけませんけど、時節柄、急いでやっぱりつくる必要があるんじゃないですかねと思いますが。悠長に4月とか3月とかと言っている時期ですかね。そんなふうに思ったのでお尋ねをしました。

それから、もう一つ事項を変えて。

福祉課の、予算書で言えば14ページですが、療育 事業特別会計の繰出金があるんですが、フェンスと か館の屋根とか、こういうのはどうなんですかね。 一般会計のほうの財政か総務か、その辺の予算で執 行すべきではないのかなと思うんですけどね。

借りたところはせないけませんか。そうじゃなくて、市の施設としては、きちんとした上で療育園として対応するんだよという形のほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺のやりとりが何かあれば説明してください。

**○まちづくり防災課長(久木野親志君)** ただいま 御意見がありましたように、防災マップ、住民の 方々はやはり不安を抱いているところもありましょ うから、これは私たちも極力早目に作業して、早目 に配布する努力はさせていただきたいと思います。

**〇福祉課長(東 浩二君)** 今回、施設の修繕ということで三つほど計画をしております。

今、議員が言われた一般会計ですべきではないか という話もありますけれども、あの施設自体は療育 で使う建物。その屋根と、そして床の張りかえ。そ して、向かい側に旧無線局跡ですね。あの敷地内の ところにフェンスを張ろうと。これももともとから 言えば、療育に連れてこられる御父兄の方々から、 急に走り出したりとか、そういうのがあるというよ うなことで、主にはそちらのほうの考え方から今回 設置をしようということで、療育特会のほうで予算 を計上させていただいたと。また、その事業所とし ては療育事業の施設という考え方でしたところでご ざいます。

**○17番(福田清宏君)** 療育園がもし移設するようなときになったら、これ撤去するんですか。そういうことを思いますと、やはり市のほうできちんとしておったほうがいいんじゃないかという思いでお尋ねをしております。

砂場等については療育園直属でしょうから、それでよかったんだろうとは思いますが、今回のフェンスとか館そのものの屋根とか、こういうものについては、本来、市がきちんとした上で療育園として使用するというのが筋ではなかろうかと思っての質問であります。

終わります。

**〇議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) ほかに質疑なしと認めま

す。

次に、国特予算議案第2号平成26年度いちき串木 野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につ いて質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第2号平成26年度いちき串木 野市介護保険特別会計補正予算(第1号)について 質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、国宿特予算議案第2号平成26年度いちき串 木野市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)につい て質疑はありませんか。

○9番(東 育代君) 今回、維持補修費ということで1,100万円出ているんですが、温泉施設のほうは、この金額で別にどこがどうかなということをお聞きするわけじゃないですが、国民宿舎のほうで、現在、どうするかということで調査中になっていると思うんですが、その結果次第では、抜本的な改善とか改修とかが出てくると思うんですけれども、今回のこの国民宿舎のほうの維持・補修についての内容とか補修の箇所とか、そういうところを緊急的にする、しなければならないところだけを手をつけるのかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

**○観光交流課長(中村昭一郎君)** 今回の補修につきましても、現在、営業をやっている上で必要箇所のところを補修をかけております。

さのさ荘におきましては、食洗機等のガスブースターの故障、こういったものはやはり料理、そういったものに影響が出てくるということで予算を計上してあります。それから、吹上浜荘のほうではボイラーの修繕料と。このまま放置してたら館内の客室とか厨房、そういったものの温水が使用できなくなるとそういった可能性があるということで予算を計上してあります。

それから、あと吹上浜荘の宴会場の畳。この畳が すごく傷んでおりまして、いろんな宴会、そういっ たときに危険があると。薄い畳なんですが、針金が 出てきたりとか、いろんなそういったことがよく言われておりますので、そういったことを修繕するということであります。

以上です。

**〇9番(東 育代君)** 本当にどうしても緊急的にしなければならない箇所のみということで理解していいんですよね。あとが、また調査の結果が出たら、かなりまたあとがどうするかということで必要になると思うので、本当に応急的な対応ということだけになるんですよね。

**○観光交流課長(中村昭一郎君)** 緊急的な修繕ということで理解していただきたいと思います。 以上です。

**○議長(下迫田良信君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(下迫田良信君)** ほかに質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第2号平成26年度いちき串木 野市療育事業特別会計補正予算(第1号)について 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第2号平成26年度いちき串木 野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。

これして貝殊で心が旧しより。

なお、ただいま議題となっている議案の付託については、一時保留をいたしますので御了承願います。

△日程第16 議案第57号

**○議長(下迫田良信君)** 次に、日程第16、議案第 57号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長(田畑誠一君) 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号海瀬橋上部工工事請負契約の締結につ

いてであります。

海瀬橋上部工工事については、去る9月3日に総合評価方式による条件付一般競争入札を執行いたしました。その結果、別紙のとおり、契約金額2億2,680万円で、鹿児島市伊敷5丁目17番5号、コーアツ工業株式会社代表取締役白石純孝を落札業者と決定し、仮契約を締結しましたので、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は市議会の議決の日から平成27年8月 31日までといたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、 議決してくださいますようお願いを申し上げます。

○議長(下迫田良信君) これから質疑に入ります。 議案第57号海瀬橋上部工工事請負契約の締結につ いて質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 質疑なしと認め、これで 質疑を終結します。

先ほど、議案の付託先について保留いたしておりましたが、ただいま議題となっている議案とあわせまして、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

## △日程第17~日程第28

議案第45号~議案第56号一括上 程

次に、日程第17、議案第45号から日程第28、議案 第56号までを一括して議題とします。

これから質疑に入ります。

まず、議案第45号平成25年度いちき串木野市一般 会計決算認定について質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号平成25年度いちき串木野市簡易 水道事業特別会計決算認定について質疑はありませ んか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号平成25年度いちき串木野市国民 健康保険特別会計決算認定について質疑はありませ んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号平成25年度いちき串木野市公共 下水道事業特別会計決算認定について質疑はありま せんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号平成25年度いちき串木野市地方 卸売市場事業特別会計決算認定について質疑はあり ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号平成25年度いちき串木野市介護 保険特別会計決算認定について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号平成25年度いちき串木野市国民 宿舎特別会計決算認定について質疑はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下迫田良信君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号平成25年度いちき串木野市戸崎 地区漁業集落排水事業特別会計決算認定について質 疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号平成25年度いちき串木野市療育 事業特別会計決算認定について質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号平成25年度いちき串木野市後期 高齢者医療特別会計決算認定について質疑はありま せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号平成25年度いちき串木野市水道 事業会計決算による剰余金の処分について質疑はあ りませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(下迫田良信君)** 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号平成25年度いちき串木野市水道 事業会計決算認定について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 質疑なしと認め、これで 質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている議案第45号から議案第 56号までの議案12件につきましては、議長及び中里 純人監査委員を除く議員16名で構成する決算審査特 別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続 審査とすることにしたいと思います。これに御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(下迫田良信君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号から議案第56号までの議 案12件につきましては、議長及び中里純人監査委員 を除く議員16人で構成する決算審査特別委員会を設 置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とするこ とに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

**〇議長(下迫田良信君)** 本日はこれで散会します。 散会 午前10時57分